

令和5年10月19日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

医薬品副作用被害救済制度等の周知・広報について（協力依頼）

平素は本会事業に格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、医薬品副作用被害救済制度は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）に基づく公的制度であり、医薬品の副作用等により入院が必要な程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行うものです。

同制度の実施主体である独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）では、同制度等に関して医療関係者に向けて周知活動を継続的に実施しており、eラーニング講座・出前講座等具体的な制度周知に係る取り組みを行っております。

今般、別添のとおり、日本医師会を通じて、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）が実施する同制度等に係る取り組み・対応について、周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了知いただきますとともに、周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【事務局】大阪府医師会 学術課

〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22

TEL：06-6763-7006／FAX：06-6764-0267